

日本医師会 医師賠償責任保険制度

安心して医療活動に専念いただるために
日本医師会員ならではの制度をご確認ください

特徴その1

納得のサポート

交渉や訴訟など、解決まで弁護士の手配等、医師ができるだけ矢面に立つことなく紛争を解決できるように、医師会が全面的に協力

特徴その2

充実の補償額

支払限度額は1事故につき1億円、保険期間中3億円を補償（免責金額100万円）
さらに、特約保険に加入すると1事故3億円、保険期間中9億円を補償

特徴その3

信頼の判断

医療・法律の専門家による中立的な調査・審査機関が事案を1つ1つ調査、中立・公正な判断

特徴その4

幅広い補償とサービス

日本国内であれば、どの医療機関で診療等の医療行為を行う場合であっても補償
また、産業医・学校医等の医師活動賠償保険及び医療通訳サービスの自動付帯

加入方法：日本医師会に医賠責保険自動付帯の会員区分でご入会いただけ！
(保険加入の手続きは一切不要)

保険料：保険料は日本医師会費に含まれております、別途保険料をいただくことはございません。

日本医師会会費(年額)

岡山県医師会会員区分		日本医師会会員区分	日本医師会会費(円)
A	病院診療所の開設者・管理者	A① (医師賠償責任保険自動付帯)	126,000 (卒後5年減免) 66,000
B	勤務医	A②(B) (医師賠償責任保険自動付帯)	(31歳以上) 68,000 (卒後5年減免) 40,000
		B	(30歳以下) 39,000 (卒後5年減免) 15,000
C	医師法に基づく研修医	A②(C) (医師賠償責任保険自動付帯)	28,000 (卒後5年減免) 0
		C	21,000 (卒後5年減免) 15,000
			6,000 (卒後5年減免) 0

入会申込書

赤い矢印が「A① A② B C」の欄を指しています。

入会年月日 (医師会使用欄) 令和 年 月 日	都道府県組合・その他医師会
登録料 (医師会使用欄)	記入してください。
1. 入会区分 1 2 3 ※登録料免除登録会員区分で2に○した方	都道府県組合・その他医師会
2. 医師登録番号 第 号	6. 会員 A① A② B C
3. 氏名 (姓) (名) 印	都道府県 都道府県組合・その他医師会
4. 生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	都道府県 都道府県組合・その他医師会
5. 性別 男女	

令和5年度から

医学部卒後5年間
は日本医師会会費
が免除され、保険
料相当額のみご負
担いただきます





勤務医が賠償金を支払うことになった事例

事例 1

勤務する病院が病院賠償責任保険に加入しているので、個人で医師賠償責任保険には加入していなかった。担当した患者から、勤務医の医療行為によって障害を負ったとして勤務する病院と勤務医の連名宛に損害賠償請求があった。病院に対する請求については病院賠償責任保険で対応できたが、勤務医個人への請求については勤務医の自己負担となった。

解説

病院賠償責任保険の被保険者は病院の開設者で、病院での医療行為が原因で患者が障害を負った場合に保険金が支払われます。今回の場合、病院賠償責任保険には加入していたが、病院に勤務する医師を対象とした特約に加入していなかったため、勤務医個人宛の賠償請求部分は保険対象外となった。

事例 2

常勤している病院が病院賠償責任保険に勤務医師包括担保特約をセットした保険に契約しているので、個人で医師賠償責任保険には加入していなかった。アルバイト先の医療施設で行った医療行為によって障害を負ったとして、患者から勤務医個人宛に賠償請求があったが病院賠償責任保険の勤務医師包括特約では対応できず、賠償金を自己負担することになってしまった。

解説

病院賠償責任保険の勤務医包括担保特約では当該医療施設に勤務する医師を無記名で包括的に被保険者とし、医療施設の業務として日本国内で行った医療業務に起因する事故により被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金が支払われる。今回のケースでは勤務先の医療施設の業務ではなく、アルバイトとして別の施設で行った医療行為における賠償請求ですので、保険対象外となります。

先輩の体験談

私はA病院に勤務していますが、週に1回、県内のクリニックにアルバイトに行ってています。そこで処置をした患者様から突然、私あてに損害賠償請求の文書が届きました。容体が急変して別の病院で手術をしたとの事です。こんな事は初めてで、すぐにA病院の担当者に相談したのですが、アルバイト先の事故は病院の保険では対応できないと言われました。どうしようかと途方にくれましたが、日本医師会に入会していることを思い出し、県医師会に連絡すると、日本医師会医師賠償責任保険に加入していることが分かり、医師会からすぐに弁護士を紹介していただきました。その後は医師会と弁護士の先生がすべて対応してくれて大変助かりました。医師会に入会してよかったです！



私は以前、医療事故を起こし損害賠償金を請求されたことがあります。当時は学会の医師賠償責任保険に加入していたので、すぐに学会に連絡して弁護士を紹介してもらったのですが、東京の弁護士で、電話で相談しながら解決に当たりました。保険会社や弁護士と何度も直接連絡をとりながら対応し、精神的にも疲れ果てました。そんな時、先輩医師に日本医師会の医師賠償責任保険に入ってないの？と言われ、聞いてみると日本医師会医師賠償責任保険は医師会に報告するだけで弁護士の手配から解決までの交渉を弁護士と医師会で対応してくれるとの事でした。もっと早く知っていたら後悔して、すぐに日本医師会医師賠償責任保険に加入しました。